

地域おこし協力隊について①

- 令和2年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から微増の5,556人となる見込み。
(うち、特別交付税によるものは、前年度から115人増の5,464人)
- 一方、受入自治体数は前年度から6団体減少し、1,065団体となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人 (5,349人)	5,556人 ※見込み (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、**R2年度:92人(見込み)**)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税ベース

※令和2年3月末までに任期終了した隊員(6,525人)との合計は、11,989人

参考：地域おこし協力隊について

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後、**約6割が同じ地域に定住**
※R2.3末調査時点

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：
 - ・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり470万円上限 等）
 - ・ **令和3年度予算 1.5億円**
 - ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
 - ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
 - ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊について②

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見



地 域

- 斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員向け】

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：470万円/隊員1人を上限

- ・報償費等…270万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能。その場合も470万円が上限）
- ・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/1人を上限

- ・最終年次及び任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。なお令和3年度に限り、対象期間を最終年次及び**任期終了後2年以内**へ延長。

③ 任期終了後の隊員が定住するための**空き家の改修に要する経費**(令和3年度から)：措置率0.5

【自治体向け】

④ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：200万円/1団体を上限

➤ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円/1団体を上限

➤ 「**地域おこし協力隊インターン**」に要する経費(令和3年度から)：100万円/1団体を上限^(※)、1.2万円/1人・1日を上限^(※※)

(※) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※※) …参加者の活動に要する経費

◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等（平成28年度から）

② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備（令和2年度から）